慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	天皇機関説事件における言論空間についての一考察：「四大綜合雑誌」に注目して
Sub Title	Japanese general interest magazines during the dispute over "Emperor as an organ of government theory" in 1935
Author	松木, 大輔(Matsuki, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.62 (2022.) ,p.169- 212
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10069591-00000062-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天皇機関説事件における言論空間についての一考察

――「四大綜合雑誌」に注目して――

松木大輔

序　論
一　誌面の特徴と変遷
(一)　天皇機関説事件以前と事件直後
――昭和一〇年三月号までと四月号
(二)　天皇機関説事件以後
――昭和一〇年五月号から一二月号まで
二　天皇機関説事件をめぐる議論
(一)　天皇機関説に関する議論
(二)　美濃部達吉に対する視線
(三)　政局に対する見方
三　天皇機関説事件が映し出す思潮
(一)　自由主義に関する議論
(二)　言論空間に対する認識
(三)　日本主義に関する議論
結　論

序　論

本稿は、昭和戦前期に発生した天皇機関説事件における総合雑誌の検討を手掛かりに、同時代の言論空間の解明を試みる。

天皇機関説事件とは、昭和一〇（一九三五）年、憲法学説たる天皇機関説が国体に反すると問題化し、その主唱者であった憲法学者で貴族院議員の美濃部達吉が排撃された事件である。天皇機関説は、大日本帝国憲法の解釈上、天皇とは別個に国家を観念し、天皇は国家の一機関として国政上の権限を行使するという考え方である。この学説の下では、天皇は絶対的な主権者ではなく、立憲的な制限的君主とされた。こうした機関説は長年、明治憲法の正統な解釈とみなされていたが、上述のように昭和一〇年に激しく槍玉に挙げられることになる。かかる天皇機関説事件は、今日、翌年の二・二六事件と並んで、戦前日本の右傾化・軍国主義化の画期となる出来事として記憶されている。(1)

さて、本稿の目的は、機関説事件に対して、当時の主要総合雑誌がいかに反応したかを明らかにすることである。機関説や美濃部に対する排撃が進行する中で、論壇はいかなる態度を示したのか。いかなる論点が提示でき、あるいはできなかったのか。かかる問いへの検討は、右傾化・軍国主義化が進んだとされる、昭和一〇年当時の言論空間の内実を明らかにすることにも繋がるだろう。

しかし、現在のところ、機関説事件における主要総合雑誌の記事内容を対象とした本格的な研究は存在しない。(2) 事件時の言論空間についての検討は進んでいるとは言い難く、依然として紋切型の印象論が先行している。かかる印象論は、言論界の沈黙を強調する議論に代表されよう。例えば、事件に関する研究で頻繁に参照される昭和一五（一九四〇）年の司法省の資料には、以下のようにある。

日本主義国家主義を標榜する革新陣営に於ては言論、文書を総動員して排撃運動を捲起し輿論の指導権は全く右翼論壇の占むる処となり、往年の政党政治隆盛期にあつて輿論の指導に華かな活躍を見せた自由主義的な新聞雑誌は、何等かの影に怯えた如く美濃部学説を擁護するものとてはなく完全に回避的態度を取り沈黙を守つてゐたことは社会思潮の変遷を如実に物語るものであつた。[3]

また、本事件の先駆的な研究である宮沢俊義『天皇機関説事件』では、当時の言論空間について、「ものを書く人たちの多数は、その心情において、美濃部に対してあきらかに好意的であったと思われるが、〔……〕美濃部勢は、活字の上では、まことに弱々しい限りだった[4]」、「今、この事件をふり返る人は、〔……〕学界や言論界の抵抗があまりに弱かったのをふしぎに思うかもしれない[5]」と言論界の抵抗の弱さを指摘している。そして、現在においてもかかる言論空間の沈黙や無力を強調する見立ては、十分な検討が行われないまま、ほぼ無批判に継承されている[6]。

本研究では、かかる先行研究の問題を念頭に置きながら、当時「四大綜合雑誌[7]」と呼ばれた『中央公論』、『改造』、『経済往来』（昭和一〇年一〇月号より『日本評論』に改題）、『文藝春秋』の四誌を悉皆的に考察することで、当時の言論空間の解明を試みる。分析に際しては、上述のような従来論壇に付与されがちだった画一的な印象論と距離を取り、複雑な言論の内実に迫ることを試みた。なお、考察の時間的射程は、各誌の昭和一〇年三月号から一二月号までとした。これは、昭和一〇年二月の美濃部の「一身上の弁明」から、一〇月の第二次国体明徴声明までの反応を確認するためである。

最後に、本論に先立ち機関説事件の経過を簡単に概観しておきたい[8]。かねてから美濃部と天皇機関説は国家主義者らから攻撃を受けていたが、昭和一〇年二月一八日に、貴族院議員菊池武夫が貴族院本会議で機関説を国体に反する学説だと非難すると、同月二五日、美濃部は同本会議で「一身上の弁明」として反論を行った。美濃部の弁明は、か

えって反対派の強い非難を喚起し、国家主義団体・在郷軍人会・政友会の一部・陸軍が中心となり、排撃運動が展開される。かかる突き上げの中、四月九日には美濃部の主要著作の発禁・改訂が命じられた。発禁処分等を経ても事態は沈静化せず、政府は八月三日に国体明徴声明（第一次）を発する。九月には、美濃部は貴族院議員辞職に追い込まれ、一〇月一五日、政府はさらに天皇機関説の「芟除」を声明する（第二次国体明徴声明）。こうして、天皇機関説事件は大略決着することになった。

一　誌面の特徴と変遷

本章では、時系列に沿って、天皇機関説事件に関し総合雑誌上でいかに誌面が構成されたのかを明らかにする。

㈠　天皇機関説事件以前と事件直後――昭和一〇年三月号までと四月号

本節では、天皇機関説事件発生前の昭和一〇年三月号[9]以前と、事件発生直後の四月号が、いかなる誌面を構成したかを検討する。

まず、天皇機関説事件の前史として、昭和一〇年三月号以前に、美濃部が総合雑誌でいかに記事を書いていたのかを簡単に確認しておく。事件以前、美濃部は総合雑誌の常連寄稿者の一人であった。例えば、事件勃発の半年前である昭和九年一〇月に発生し、天皇機関説事件の発端の一つにも位置づけられる[10]陸軍パンフレット問題では、美濃部は『中央公論』に二本、『経済往来』に一本、陸軍パンフレットを批判する論説を寄稿している[11]。昭和一〇年に入って以降も、美濃部は『中央公論』・『改造』・『経済往来』に政治評論などを寄稿していた[12]。

他方、雑誌社も美濃部を代表的な論者として頼っていたことが看取できる。例えば、『改造』昭和一〇年三月号で

は、「編輯だより」にて美濃部を「一流の政治評論家」と高く評価している。[13] また、『中央公論』同月号には、ジャーナリストの佐々弘雄により、美濃部を称揚する人物論が掲載されていた。[14]

以上、事件直前まで美濃部は総合雑誌にて自分の論評を開陳し、雑誌も主要な政治評論家として美濃部を評価していた。総合雑誌と美濃部がかかる関係にあった中で発生したのが、天皇機関説事件だった。

天皇機関説事件の発生を受けて刊行された昭和一〇年四月号では、各誌で対応が大きく別れた。特に注意したいのが、事件について沈黙した『中央公論』の姿勢である。同誌四月号は、天皇機関説や美濃部を主題にした記事を掲載しなかったが、[15] これは四誌で唯一であった。こうした姿勢は、当時の論壇でも違和感を持って受け入れられたようであり、例えば『東京朝日新聞』の雑誌評論でも、「今月のこの雑誌〔『中央公論』四月号――引用者注〕、機関説についてウンだともツブレたとも云はず。狡猾か、意気地なしか、聡明か。おそらく、そのすべてであらう」と、[16] 皮肉交じりに批判されることになった。

『経済往来』も、『中央公論』ほどではないが、事件を大きく扱うことをためらう姿勢を見せた。誌面上では、「天皇機関説の問題」との特集記事を組み、美濃部の「一身上の弁明」演説の転載と、思想家の鹿子木員信の機関説批判の記事を併載するも、[17] 記事の冒頭には、「吾々はこの問題〔天皇機関説問題――引用者注〕を慎重に取扱ふと共に、又其真相を明らかにしたいと思ひ、ここに一方に美濃部博士の立場を明らかにされた貴族院における演説速記とともに、日本主義の権威者鹿子木博士の論考をいただくこととした」との説明を付し、[18]「慎重に取扱ふ」姿勢を強調した。なお、同号の編集後記でも、「天皇機関説の問題、これは慎重に取扱つたつもりです」と述べている。[19]

また、『経済往来』が、他の機関説擁護の論者を起用したり、美濃部に新たに書かせたりするのではなく、速記演説の転載にとどめた点も注目したい。この点は、『東京朝日新聞』の雑誌評論にて、「「経済往来」の目次に、「天皇機関説の問題」として、美濃部達吉の名があるので、スワこそ美濃部博士が、群がる論敵に斫りこんだかと読んで見る

と、何のことだ、議会速記の転載だ。インチキならざる一種のインチキで決して大雑誌の風格を志すものが、なすべき手段ではない」と痛罵された[20]。速記演説の転載という「インチキ」をしながらも、掲載に踏み切ったことからは、機関説問題関連の記事が発行部数の多寡に関わると認識していたことと、その一方で、美濃部に新たに機関説を擁護させることは困難だと考え、演説の転載にとどめざるを得なかった葛藤を指摘できるだろう[21]。

『改造』と『文藝春秋』は、『中央公論』や『経済往来』のような、事件への配慮は特に見られなかった。事件を主題にした記事として、『改造』同月号は、在野の法制史家である鈴木安蔵の機関説擁護論を掲載した[22]。機関説を正面から擁護する議論は、先述した美濃部の速記演説の転載を除けば四誌で唯一である。また、『文藝春秋』同月号も、『改造』同様に事件を題材にした記事を掲載した[23]。

以上、雑誌によって、初動の対応に大きな差異があったことが明らかになった。特に『中央公論』上に、事件を主題に論じた記事がなかった点は注目される。雑誌によっては初動が慎重で、論壇を積極的にリードすることはなかった。

㈡　天皇機関説事件以後――昭和一〇年五月号から一二月号まで

本節では、昭和一〇年五月号から、二度の国体明徴声明が発出された後の同年一二月号までの総合雑誌の誌面について、その特徴を確認する。

まず、雑誌によっては四月号に比して、五月号以降、機関説事件に対する注目度が大きく上がったことが指摘できる。特に、『中央公論』は、前節で述べたように四月号は事件に対して沈黙を決め込んだが、五月号では一転して記事を多数掲載した[24]。

また、事件に関連して、自由主義論が大きく取り上げられたことが注目される。『中央公論』五月号は、「顚落自由

主義の検討」という特集を組み、長谷川如是閑、中野正剛、杉山平助、石浜知行、上司小剣、清沢洌、田中惣五郎が論考を寄せた[25]。『改造』同月号には、巻頭論文として大森義太郎の自由主義論が[26]、『文藝春秋』同月号には、向坂逸郎の自由主義論がそれぞれ掲載された[27]。また、『経済往来』同月号では、「自由主義の危機」をテーマに座談会が開催される[28]。このように、各誌の五月号は自由主義に関する記事を積極的に掲載した。これらの記事は、必ずしも機関説事件と関連させて論じているわけではないが、事件が自由主義に関する議論を喚起させた点は重要である。

かかる各誌の五月号の態度については、外交評論家の清沢洌が「言論自由の圧迫があつたり、大学教授が馘首されたりする場合には、社会から『自由主義』といふものが必らず問題にされる。この前の京都大学の滝川教授がそうであり、また今回の美濃部博士の場合がそうだ。昭和十年五月の日本における総ゆる高級雑誌が、『自由主義批判』特輯号になつてしまつたことは故あることだ」と指摘する[29]。昭和八年の滝川事件[30]と今回の機関説事件を並べ、自由主義特集が流行した理由を説明した。

また、一部の雑誌にて、事件の渦中にあった美濃部の著書の広告が掲載されたことが注目される。ここでは、『経済往来』・『日本評論』上に掲載された広告を取り上げたい。同誌には、八月号以降、同じ日本評論社刊の美濃部達吉『法の本質』の広告や関連記事が継続して掲載された。特に八月号には見開きで、穂積八束の『憲政大意』と並んで広告が出され、「法の真精神を示す不滅の二著」と紹介された[31]（**図1**）。また、翌月号には、巻頭広告で同書が掲載されたが、そこでは「美濃部法学をその基礎において理解せよ」と大書され、広告の文句には、「憲法問題は天下の視聴を集中する大問題となつたが、未だその基礎理論についての討究をきかない」、「本書は、憲法・行政法理論において、不朽の体系を確立した著者が不断の学的思素と毅然たる学者的良心を以て法律哲学に関する最初の体系的叙述として全篇書き下ろされた歴史的名著である」とあった[32]。自社の広告とはいえ美濃部を賞賛し、機関説への直接的な言及はないものの、美濃部法学について「その基礎において理解」されていないことを示唆させるなど、美濃部に有利

図１　『経済往来』に掲載された美濃部の著書の広告

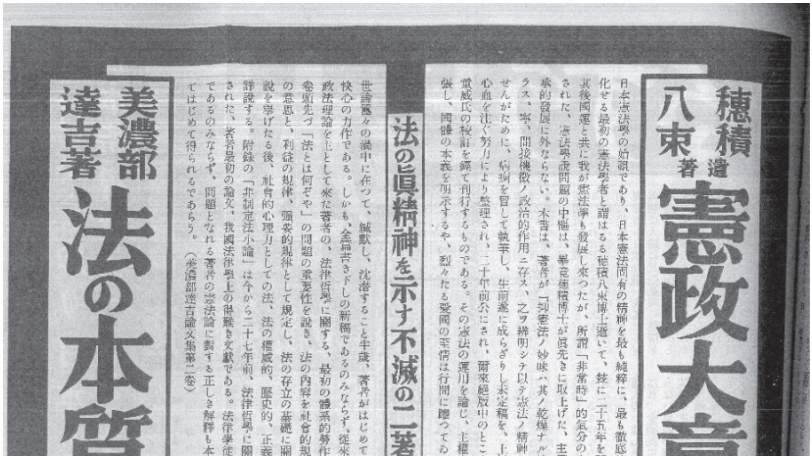

な言説が広告上で許容されていたことが注目される。[33]

なお、美濃部は同誌において、自著の広告が掲載されるだけでなく、他人の書の広告に推薦文を寄せることもあった。末弘厳太郎編『現代法令全集』の広告には、「聴け・諸大家の絶賛を!!」という見出しの下、美濃部の推薦文が筆頭に掲載されていた。[34]

このように、美濃部の著書の広告や、美濃部による推薦文が大々的に掲載されることはあったが、一方で、機関説事件勃発以降、雑誌社が美濃部に記事を書かせなかった点も指摘しておきたい。前節で述べたように、事件以前、総合雑誌は美濃部を主要な著者として頼っていたといえるが、四月号以降は、美濃部の「一身上の弁明」演説の転載を除くと、美濃部自身による記事は遂に掲載されなかった。この美濃部の言論については、文芸評論家・杉山平助が以下のように述べている。「曽つて、新聞記者などからたのまれても、容易に筆を執らうとしなかつた彼が、最近、弁駁文のやうなものをかき上げて、出入りの記者に、君の方の新聞に載せるやう尽力してもらへないだらうかと、依頼したところ、その大新聞の重

役の意向として、婉曲に断られたさうである」[35]。杉山は新聞について解説しているが、この記事が正確なら、雑誌社においても同様の抑制が存在していた可能性が高い。美濃部による論説が掲載されなくなったのは、美濃部が自ら筆を折ったわけではなく、マスメディア側の自主的な判断が優先されたためだろう。新聞社や雑誌社は、美濃部の擁護論は積極的に掲載する一方で、美濃部自身に弁明させることは困難だと考えていたといえる。

以上、五月号以降の総合雑誌は、『中央公論』はじめ、四月号のような萎縮はなくなり、議論も天皇機関説自体の是非にとどまらず、自由主義論などにその裾野を広げていった。事件発生から半年程度経過すると、『経済往来』に美濃部を称揚する文句とともに著書の広告が掲載されるようになる。その一方で、事件が沈静化してもなお、事件以前のように美濃部に記事を書かせることはできなくなっていた。

二　天皇機関説事件をめぐる議論

本章では、総合雑誌上で天皇機関説事件がいかに論じられたのかを明らかにする。特に、学説に関する議論、美濃部達吉という人物に関する議論、事件の進展に関する政治状況についての議論に注目する。

㈠　天皇機関説に関する議論

本節では、総合雑誌上で展開された天皇機関説に関する議論を概観する。まず、機関説の是非を学説論の立場から直接的に論じたものを検討し、次いで、直接的な擁護を回避しつつも、間接的に機関説に同情を示そうとした議論を確認する。

天皇機関説を直接的に肯定したのは、第一章第一節でも触れたように、美濃部の速記演説の転載を除けば、在野の

法制史家である鈴木安蔵の擁護論のみだった。鈴木は、以下のように上杉慎吉の学説を否定することで、天皇機関説を擁護する。すなわち、大正期に美濃部・上杉の憲法論争があったが、現在では「少なくとも学界内部においては、国家法人説・天皇機関説は、主流的定説的学説になつたと言つていい」。「公法学界は、国家法人説・天皇機関説以外の学説を最早や過去のものとして」いる。そもそも、天皇主権説の創始者たる穂積八束でさえも、誰が国家の意思を表現するのかを問題にしていたのであり、国家を一個の人格とすることは認めていたのだ。他方、上杉の学説は「国家即主権者」としており、「如何に飛躍的な超論理的なものであるか」は明らかだろう。上杉は「天皇主権説を徹底せんとする熱意の余り、科学においては区別さるべき知信を逆に合一せしめたやうである」。なお、美濃部の学説については、「もちろん我が国体の尊厳を賛美するものであり、博士自身常に真剣に、その忠君愛国の情を述べてゐる」と述べていた。(36)

以上の鈴木の擁護論から二点注目したい。まず、上杉の学説を「飛躍的」、「超論理的」と詰る一方で、美濃部の学説の検討は、学界における地位を述べるにとどめたことである。天皇機関説の内容に踏み込み、その利点を積極的に論じることはなかった。次に、美濃部説を「国体の尊厳を賛美する」ものとし、美濃部自身の「忠君愛国」を強調した点である。機関説を擁護するといえど、国体に利するという点から擁護する必要があった。鈴木の擁護論が、天皇機関説を直接に擁護した唯一の論説であることを踏まえると、かかる主張が主要な総合雑誌上で展開できる擁護論の限界だったといえるだろう。

続いて、天皇機関説を否定した議論を二点検討する。

思想家で、当時は九州帝国大学教授だった鹿子木員信は、以下のように天皇機関説が国体を無視したものだと糾弾する。曰く、美濃部は、「フランス革命の思想をその根底とする『立憲主義』」を以って、欽定憲法を解釈しようとしている。美濃部の憲法解釈は、「我が崇高深遠なる国体を無理やりに浅はかなる近世西洋在来の君主主権主義の浅薄

なる鋳型にはめこみ、他面、依体〔得体――引用者注〕のわからぬ『国家』なるものを観念して、この観念的『国家』を以て統治権の主体と為し、恐れ多くも我が万世一系の天皇を此の観念的国家の機関即ち道具と見奉るの冒瀆を敢てするに至つた」。美濃部のように「国家」を観念することができても、それは幽霊を観念するのと同じで、不存在の物を観念しているに過ぎない。そもそも、国家を主とし、天皇をその一部とするのは、憲法の規定に矛盾するではないか。かかる国家主権主義は、国民主権主義への第一歩にもなりかねない。さて、日本国民は、満洲事変を契機として「思想的学問的拝外自卑の迷夢」より醒めつつある。日本国民の覚醒は、常に国体信念の覚醒を以って始まる。「天皇機関説の廃棄は、思想的学問的華府条約〔ワシントン海軍縮条約――引用者注〕的廃棄である」[37]。

鹿子木は、国家の概念を「依体のわからぬ」ものだと断じ、その国家の下に天皇を位置づける冒瀆性を強く非難する。さらに、美濃部の学説の背景に、フランス革命思想を見出し、機関説が国民主権に繋がる危険思想だと警鐘を鳴らした。論説全体を通じて、西洋に対する不信が滲出しており、学説論争を通じて西洋崇拝を戒めている点にも注目したい。また、機関説の廃棄を「華府条約的廃棄」と表現したことは、機関説の排撃と、対外的な問題である軍縮条約の排撃が共振していることを示すといえよう。

また、鹿子木の論説とは異なり、より純学説論的な機関説批判も登場した。早稲田大学教授で公法学者だった中野登美雄の論考を見てみよう。彼は法思想の議論を展開したのち、以下のように憲法学説について議論する。すなわち、憲法は、「民族精神の現れとして民族精神の基礎の上に於てのみ正しく了解せられ説明せられ得べきもの」である。よって、「空虚な論理的形式としての法規律に主権を認むる典型的な概念法学」は、「論理主権の邪道に陥つたもの」である。機関説問題は、こうした「形式論理主義的憲法学説の排撃運動」といえ、ここに今回の問題の根本的意義を見出さねばならない[38]。抽象的な議論が続き、正確には機関説批判というより、それを包含する「形式論理主義的憲法学説」を批判する内容である[39]。憲法の空虚さを否定し、憲法論に民族精神を持ち込むことを主張した。

以上、総合雑誌上には、三点の学説論が掲載されたが、こうした学説論は例外的な存在だった。多くの論者は、学説に疎く内容に踏み込めなかったか、あるいは学説に理解があっても踏み込むことを避けていたといえる。以下では、この点について検討していく。

まず、清沢洌が機関説についていかに論じようとしたかに注目したい。清沢は同時代の代表的な自由主義者であったが、外交評論家であり、憲法の専門家ではなかった。清沢の言論を手掛かりに、学説論に疎い人物がいかに学説を論じようとしたかを確認する。

清沢は、政府が美濃部の著書を発禁にしたことについて、それを批判する中で機関説に対する態度を以下のように述べた。「筆者は法律に対して全く一個の素人として、機関説に対して可否ともに全く知るところがない。従つてその学説に対して、自己の意見を発表することは無暴〔無謀――引用者注〕であり、また実際公私ともに、この学説の可否に触れたことはない。私は今、実は勉強最中だ」[40]。清沢は、自身が勉強途中であることを語り、法律の素人が意見を述べることは無謀だと述べた。清沢の態度からは、憲法の非専門家が学説論に斬り込むことの難しさを看取できる。

但し、清沢は機関説に対して中立を決め込んだわけではない。別の記事では、大学で上杉慎吉の講座ではなく、美濃部の講座が栄えた理由について、「学説としても議論としても、上杉よりも美濃部のそれの方が優れてゐたと思つたからの者も少なくなかつたらう」と述べ[41]、美濃部の学説に共感を持っていた人が多くいた事実を指摘した。このように、清沢は、「法律に対して全く一個の素人」なりに、間接的に機関説を擁護していたといえるが、上記の論法のように真正面から学説を論じることはできなかった。

清沢と同じように、学説論に踏み込むことを避ける態度は散見された。例えば、杉山平助は美濃部を称揚する人物論を寄稿していたが、その記事の中で、機関説については、「私は美濃部の学説の支持者でも何でもない。と云つてその反対者側の支持者でないこともちろんだ。私には、私としての素人なりの考へがあるが、それはここで述べる

必要もないことだ」と述べ、機関説に対する態度を明言することを避けた。[42] また、『経済往来』には、記者が美濃部邸を訪問する記事があったが、機関説に関するやり取りは以下のように記録された。「話は天皇機関説の問題に向はざるをえない。「穂積（八束）さんも国家を団体と見てゐました。そして天皇をその代表だと」「機関といふ言葉が法律に慣れないものに誤解される恐れがありますね」「さうです、その点は」博士の語られた言葉――国体についての話はこれ位ゐにしておくことにしよう」。[43] 機関説の話題を突然打ち切った点が注目される。このように、学説論は多くの記事で避けられた。

なお、真正面から機関説を擁護しているとは言い難いが、清沢のように事実を適示することで、その擁護にかかろうとする論法は、わずかながら存在した。例えば、経済学者・森戸辰男は機関説の評価を以下のように述べる。すなわち、機関説は「マルクス主義ではなくて自由主義であり、反国体論者の急進論ではなく、明かに我国体の尊厳を尊重する学徒の決して急進的とは云ひがたい所説である」。機関説は、「多くの我国大学の講壇から公然に教へられ、単に学徒の間に実質上支配的な学説であつたばかりでなく、‥‥〔伏字ママ、政府か――引用者注〕も明かに之を承認してゐた公認の学説であつた」。[44] 機関説そのものを肯定するわけではないが、機関説の穏健性と、かつて「公認の学説」だった事実を指摘することで、機関説を擁護しようとしていた。なお、本記事は一二月号に掲載されたものであり、国体明徴声明が出され、機関説排撃が既に決した時期に、機関説に同情的な態度を示したことも注目される。[45] 但し、このような国体明徴声明が発出された以降における機関説擁護は、例外的な存在であった。

また、自由主義的な経済学者であった河合栄次郎も、機関説の是非には触れないものの、学説に対する向き合い方を論じることで排撃論を戒めようとした。河合は『中央公論』五月号にて、機関説排撃論の問題点を数点に亙り指摘する。第一に、本来は信仰と科学とは各々領域が異なり、一方によりもう一方が侵害されるものではないのに、今回は信仰が科学を否定したという。河合は「信仰」の内容を明らかにしていないが、ここでは天皇親政のような考えを

指すとするのが妥当だろう。河合は「信仰の名に於て躍起となつて科学を否定するのは、却て信仰と科学とを同列に置くことで、信仰を冒瀆するものである」と続ける。第二に、排撃論者の論法の不備を衝いた。学説に論理的欠陥があるならば、その反駁は反対学説を提示して機関説を克服するか、機関説の論理的矛盾を曝露する必要があるのに、いずれの方法も採られていないと指摘する。第三に、美濃部の学説が用語に囚われて十分に理解されていないのではないかとの疑問を呈した。学説には学界特異の用語があり、日常使用の用語と異なることは止むを得ないと述べる。第四に、美濃部の学説が国体に反すると言われているが、その国体の概念が明らかではない点を指摘した。「博士の学説が国体違反だと云ふことを以て国体を明徴にするよりも、先づ国体概念を明徴にし、然る後之に徴して違反か否かを決することが事の順序である」[46]。以上のように、河合は機関説を排撃する問題点を逐一指摘することで、間接的に美濃部の学説に同情的な態度を取った[47]。

なお、この河合であっても、機関説そのものについては、「私は憲法学者でもなければ、又広く云つて法律学者でもない」、「天皇機関説と天皇主権説との何れが、日本の憲法を完全に解釈しうる学説であるかを、云ひ切るだけの自信はない」と明言を避けた点は、機関説を擁護する困難を示唆させる。

以上、機関説に同情的ではあるものの、直接的に擁護できなかった議論を検討した。他方、機関説に理解を示しつつも、その排撃を肯定する議論があったため、ここで検討したい。法学者・山之内一郎は、まず機関説について「殆ど憲法学説の通説たるの観を呈して世に流布せられた」事実を指摘し、さらに「博士の学説がブルジュア法理論として最高の完成の域に到達して居たことは疑ふ余地のない処」と解説する。このように機関説の意義を認めた上で、「世の中が帝国主義の時代に入て年既に経て居」り、「資本主義向上期に於けるやうな所謂る法的世界観によつて統一的に法律現象を把握する必要は失はれてしまつた」ことを理由に、学説の排撃は「寧ろ当然」で、「学説の弾圧せられた事実にこそ寧ろ現在的の意義が存する」と説明した[48]。機関説に理解を示した上で、時代の変化を理由にその排撃

を肯定する態度に注目したい。このように、機関説への同情と排撃の肯定は並存することもあった。[49] なお、山之内が美濃部の学説を「ブルジュア法理論」と、マルクス主義の用語を用いて位置づけた点も強調しておきたい。

最後に、憲法の非専門家が機関説批判を行った例として、政友会の幹部である久原房之助を取り上げる。久原は、重臣ブロックの排撃を訴える記事の中で「国家法人といふ学説は、既に過ぎ去つた時代の遺物に外ならないのであつて、現代では国家を運命団体と見るの学説さへ起つてゐるのである。わが国は神勅に始まる神命団体、すなはち至高至大の意識団体といふことこそ、誠にふさはしきものではあるまいか。〔……〕古い時代の西洋思想に心酔し、過ぎ去つた学説に囚はれて、日本古来の現実をも認識し得ざる重臣達及び古き学徒達は、誠に憐れむべき存在といはねばならぬ」と述べる。[50] 機関説に代わるものとして、「運命団体」・「神命団体」説を掲げ、「西洋思想に心酔」する重臣や美濃部らを「誠に憐れむべき」と唾棄した。

このように感情的な機関説排撃論も掲載されることはあったが、総合雑誌全体では例外的な存在であった。

以上、天皇機関説そのものに関する議論は、ほとんど深まらなかったといえる。総合雑誌に寄稿する多くの論者は、機関説に同情的な態度だったといえるが、直接的に擁護しようとする人物はほとんどいなかった。これは、専門外の人物にとっては議論の敷居が高かったためだといえるだろう。また、憲法学説に理解がある人物でも積極的な擁護論を寄稿することはなかった。特に、憲法学者が総合雑誌上で本格的な学説論を展開したのが、機関説に批判的だった中野登美雄のみだったことは特筆に値する。こうした学者らの沈黙の態度は、第三章第二節でも論じるように、当時の言論空間で批判的に受け入れられることになった。

(二) 美濃部達吉に対する視線

本節では、天皇機関説事件発生後に流布した美濃部に関する人物論を検討する。[51]

まず、『中央公論』三月号に掲載された、ジャーナリスト・佐々弘雄による美濃部論を検討する。該評論は、美濃部が帝人事件に際して検察の被疑者に対する対応が人権蹂躙的だと貴族院で主張したことを受けて掲載された[52]。掲載とほぼ同時に機関説事件が発生するため[53]、結果的に事件に先んじた美濃部評になった。

その内容は、第一に美濃部の帝人事件に対する人権擁護論、第二に政局観、第三に人柄に触れ、これらの点から美濃部を称揚するものである。曰く、美濃部は、「現代法制の建築工作に働き抜いた一人」で、「進歩的精神」を持ち、「単純な所謂法律学者でない」。現行の政局を種々論じているが、「博士の政局論は極く常識的なものであり、刻下の識者層の輿論を代表するものであると云つていい」。美濃部は、「亭々たる大樹の面影がある」。「からみつく蔦かづらもなく、助けを借らうと云ふ支柱も要らない。喬木の如く佶立し、強風にも耐へ、風雪も恐れない。筆者はひそかに博士を大樹将軍と考へてゐるのである」。「その超然的な孤高の風姿も実は高邁な、見識に特有なる熱情に裏づけられてゐるのだ。周囲の小社会に対してよりも、広い視野に亙つてその潜熱が注がれるのである[54]」。

以上のように、美濃部の姿勢を高く評価しており、この論評は事件が激化していく中で、言論空間上で好感を持って受け入れられた[55]。例えば、清沢洌は佐々の人物評を「美濃部一人だけは佐々弘雄が書いたやうに『からみつく蔦かづらもなく、助けを借らうといふ支柱も要らない。喬木の如く佶立し、強風にも耐へ、風雪にも恐れない』姿を示してゐるけれども、これを押す団結と背後の勢力はどこにあるのだ」と好意的に引用している[56]。

『中央公論』三月号の佐々の評論に続くように、総合雑誌各誌は翌月号に美濃部の人物論を掲載した。『文藝春秋』に大森義太郎が美濃部評を掲載し、美濃部を含む自由主義教授論として『改造』には杉山平助が、『経済往来』には匿名記事が掲載された。

まず、労農派経済学者・大森義太郎の美濃部評を検討してみたい。なお、大森はマルキストであるため、マルキストがいかに事件を見ていたのかという点でも示唆的である。曰く、「マルクシズムの学徒として美濃部博士の理論、

また政治的立場には尖鋭に対立する」が、「人としての美濃部博士は、当代まことに得難い人物のひとりであることは、これを確く信じてゐる」。学生時代の思い出について、「論旨は別として、博士の憲法論はいかにも、少しの隙もなく、理路整然としてゐる。その点が僕をひきつけずにおかなかつた」と回顧し、また、囲碁将棋や相撲といった美濃部の趣味や、講義の際に羽織袴だった事実から「徹底的な日本主義者」であったことを強調する。「美濃部博士が普通の日本人とひどく異つた考へをもつてゐるといふやうな断定、その上に立つた非難は僕のごときには、〔……〕実に不思議の感に堪へない」と美濃部を擁護した。[57] マルキストとしての機関説批判と美濃部擁護が共存していることに注目したい。また、美濃部が日本主義者であることを、美濃部擁護の論拠に用いることも重要である。

次に、匿名記事ではあるものの、『経済往来』に掲載された自由主義者を概観する論考を確認する。美濃部は同論考の冒頭で論じられ、内容は以下のように美濃部に同情的だった。すなわち、「自由主義学者のなかで総帥格の人物は、東に美濃部達吉博士があり、西に佐々木惣一博士がある」。美濃部の貴族院での弁明は、「三十年来の確信」によるもので、美濃部は「愛国的な理論」と考えており、「此の議論は兎も角として、博士の実情的立場の全体を通観すると、博士は自由主義者としては若干の政党的な論察よりも反つて穏健な主憲主義者である」と位置づける。美濃部が急進的な印象を与えるのは、「一つは博士の理論があまりに明晰徹底的であるから」だと述べた。[58]「此の議論は兎も角」と、機関説の是非を論じることを回避する傾向がここでも読み取れる。また、大森同様、美濃部の愛国性を強調している点が注目される。

続いて、杉山平助の美濃部評を確認したい。杉山は、機関説に対する評価を留保しつつも、美濃部の人柄については、気骨があり、現実を直視する姿勢に「真の紳士とは、かくの如きものであらうといふ感銘を私に与へてゐる」と評価する。一般にブルジョア社会の紳士は癪に障るものが少なくないが、「美濃部は資本主義勃興期の典型的紳士でありながら、彼の風格には、そのやうな卑小なものが毫末も感じられないやうに見える」と賛辞を送った。[59]

なお、杉山は後日、別の記事でも美濃部の人物論を書いている。該評論は美濃部に対してやや批判的だったので、ここで付言しておきたい。杉山は、司法処分が及びかねなかった美濃部の境遇について「あまりに残酷にすぎる」と同情を示しつつも、「いづれにせよ学者である。学者として立派な一流の人物ではあつても実際的情勢を洞察する眼は、相当に甘いやうである」と述べた[60]。杉山の評は、美濃部が追い込まれた原因を美濃部自身にも求めており、比較的辛口の評価といえる[61]。

以上、機関説事件初期の美濃部評を概観したが、ここで重要な点はほとんどの美濃部評が美濃部に同情的であり、さらに、多くが明確に美濃部を称揚していることである。前節で確認したように、機関説を明確に擁護することは不可能だったが、美濃部に対しては、論じ方に工夫や注意があれば可能だったといえる。また、美濃部に対する賛辞は似通っており、その勇気や明晰さを評価するものが目立ったが、特に、その愛国性を強調する議論が多かった点が注目される。このように、美濃部が西洋主義者と見られていたことを打ち消すための議論が行われていた。

かかる美濃部への同情意識は、誌面で散発的に表れ続けた。以下は、事件発生から半年程度経過した時期の美濃部評である。まず、『文藝春秋』の「編輯後記」には、「一生を賭しての研究の結果が斯うしたことを招来したとあらばそれも已を得ないと述懐して美濃部博士は心ある人士の襟を正さしめてゐる」とある[62]。編集後記という雑誌社の意見が表れる場で、明確に美濃部に同情している点が注目される。

さらに、『文藝春秋』に掲載された「我が贔屓の人物とその理由」というアンケート記事では、著名人が銘々に回答する中、婦人運動家・神近市子は美濃部の名を挙げた。神近は、その理由を「美濃部氏の自分の学問に対する自信と百万人を敵とするとも自らの道を捨てぬ勇気とに人間的尊厳を禁じ得ぬこと」に求める[63]。「贔屓の人物」という問いに対して、あえて美濃部の名を挙げたことが注目され、美濃部に対する判官贔屓的な素朴な同情が表れているといえる。

また、教育学者・谷本富は美濃部について、「その学殖はもちろん、人物も亦確かに一個の好紳士として敬重に値するやうだが、今度の事は多年主唱の学説が禍したものなれば何とも致方ないとして、さすがに窃かに気毒に思はんではない。噫！」と、感想を残している。[64]「致方ない」ことを強調しつつ、さらに「窃か」な思いとしつつも、美濃部への同情が明確に表れていた。

歴史家・田中惣五郎は、「世界的日本人を観る」という記事において、美濃部を「時代を劃した学者として、世界的の名に背かない」と高く評価する。[65]「学会の人々」の欄で、名が挙げられたのは、生物学者の南方熊楠、物理学者の本多光太郎・長岡半太郎、社会評論家の長谷川如是閑、哲学者の西田幾多郎、美濃部の六人だった。ただし、美濃部以外の五人は、その理由を詳述したのに対して、美濃部のみ一文で説明を済ませており、この点は、美濃部を称揚することを憚った可能性を示唆させる。

このように、機関説事件の発生から半年が経過し、九月に美濃部が貴族院議員を辞職して以降も、雑誌上で美濃部への同情が散発的に語られていた。美濃部が貴族院議員辞職に追い込まれて以降もなお、美濃部に同情を寄せる機運が総合雑誌上で支配的だったことと、そうした同情を語ることが可能な言論空間の存在を指摘できるだろう。

㈢　政局に対する見方

本節では、天皇機関説事件における政治状況について、総合雑誌上でいかに論じられたのかを確認する。まず、政府の対応を論じた記事を確認したい。

事件発生直後の四月号には、早くも事件の目的を考察する記事が表れた。『文藝春秋』の政局解説記事では、問題の背景には「政界の地下深くを流れる大きな力」があるとする。「西園寺、牧野、斎藤、高橋、××〔伏字ママ、一木か――引用者注〕と繋がる重臣層」が狙われており、下手をすると岡田内閣が潰れるくらいでは済まないと指摘した。[66]

四月号にて、機関説事件に関連する政局を論じたのは『文藝春秋』のみだったが、本記事も伏字が多く、政局は慎重に論じざるを得ないと認識していたといえる。[67]

翌五月号には、四月九日に政府が美濃部の主要著作を発禁処分にしたことを受けた記事が掲載された。『経済往来』には、「美濃部問題と発売禁止」という特集が組まれ、海軍通のジャーナリスト・伊藤正徳、清沢洌、杉山平助の三人が、発禁処分とした政府の対応を批判した。

まず、伊藤は、学説を禁止することは、かえって学説を広めることになると指摘した。「発禁といふ肩書がついてゐるだけに余計好奇心を唆つて深く研究の題目となるであらう」と述べ、マルクス主義がいい例だとする。発禁処分は効果が薄いばかりか、時に逆効果さえ伴うのであり、結局は「反対論を糧にして論を練るのが大成への唯一の途」と、発禁処分を批判した。[68] また、清沢は、「社会には異説が存在することによつてのみ進歩がある」と、異説の重要性を訴えた。異説がなければ、何が正しいかの比較さえできなくなるのであり、学説に反対する者でも、学説を一色に塗りつぶすことが国家の利益になるかどうかを、検討する義務を負っていると指摘する。[69] さらに、杉山は、安易な発禁の尺度の変更の危険性を指摘する点から、政府の対応を批判した。そもそも、美濃部学説は三〇年間に亙り世間に流布していたものであり、これを発禁とするのは、「十分に文筆業者一般を脅かすに足るショッキングな出来事なのである」。「これでは、いったい発売禁止といふものの、客観的標準がどこにあるか、今日の標準で安心してものをかいてゐても、七八年後に、飛んだ災難にあはないとも限らない。といふ憂慮が誰しもにうかんでくるのである」と述べ、既に流布している学説を排除する危険を訴えた。なお、杉山は、処分に関して当局の裁量が大きすぎる点にも文句をつけていた。[70]

また、『文藝春秋』のコラムにおいても、発禁処分とした政府の対応が批判された。記事では、発禁を決定した役人が、美濃部の学説で高等文官試験を突破した事実を突き、さらに、「博士の学説によつて憲法を修得し去つた恐ら

くは万にも及ぶべき大学の卒業生の憲法常識を、それが非常識なりと納得させる方法をどう立てるべきか」と、数十年来主要な学説だった美濃部説を発禁とすることの困難と矛盾を指摘した。[71]

以上のような政府の態度についての批判は、継続的に現れ続けた。『文藝春秋』に掲載された座談会では、三木清が、美濃部の処分について「世の中の動きを見た上で決めようと云ふ態度です。だからなかなか決らないやうですね」と述べ、政府が世論を気にしすぎていることを責めた。[72]

政府が国体明徴声明を発する際も批判が行われた。八月に第一次国体明徴声明が出ると、『文藝春秋』のコラム欄では、政府が声明を「内閣延命工作の一支柱」にしようとしていると指摘された。[73]

さらに、第二次国体明徴声明を受けての政府に対する批判も確認しておきたい。[74] 佐々弘雄は、再度の声明を「形式的処置」であり「実に失態」と断じる。声明の内容自体はもちろん共感するが、「何故に形式に先だつて実質的処置に全力をつくさざりしやを惜しむ」と、政府の再声明を批判した。佐々は「只管に静粛を保つ国民の態度こそ、凡そ国体に対する敬虔にして不動なる信念の黙示であると思ふ」と述べ、声明の無意味さを指摘した。[75]

以上のように、総合雑誌上には政府批判が掲載され続けたといえる。但し、その批判は美濃部に同情的な立場からのものが中心だった。

次に、政党に対する批判を検討したい。特に、政友会に対する批判は継続して現れた。

まず、ジャーナリスト・阿部真之助は、「政友会がこの問題を取り上げたのは、国体精神の明澄(ママ)ならざるを憂へたといふよりは、恰かも問題となつたのを好期として、倒閣の道具に使つたものと、一般に信ぜられてゐる」と説き起こすと、「攻撃軍たる政友会は、政府の手傷に比較すれば、より根本的にして、より重大なる致命傷を負はねばならなかつたのである。鈴木喜三郎は、×××〔伏字ママ——引用者注〕に於ける政党的の立場を否認し、その代償として倒閣を要求したのだ。〔……〕それは政権に眼が眩んだ政党の自殺行為であつた」と述べ、[76] 政党内閣の理論的支柱た

る天皇機関説を排撃する問題性を「政党の自殺行為」と表現した。[77] このように、政党であるにもかかわらず、機関説を排撃しようとする政友会の態度は強い批判に晒された。[78]

労農派社会主義者・山川均による政友会批判が掲載されることもあった。政友会が転落するもがきのうちに、摑んだ一本目の藁が機関説排撃で、二本目の藁が重臣ブロック排撃だと述べ、続けて、憲政の発達と政党を理論的に基礎づけた学説の排撃に、政友会の道を見出したことは「わが国の政治史上に、これ以上の悲劇はなかつたらう」と嘆息した。[79]

さらに、政友会に対する批判だけでなく、機関説排撃を主導した、政友会総裁たる鈴木喜三郎に対する批判も行われた。鈴木が衆議院にて国体明徴決議の演説を行ったことについて、上述の阿部による論考では、以下のように論じられた。一般民衆は「彼の忠誠の志に感嘆する前に、かやうな問題をすら政略の具に供するを辞せざる、卑劣な根性に愛想をつかして居た」と述べ、自身も「予てから左程敬意を払つてゐた訳ではなくとも、まさかあれ程とは思つて居なかつた」と、失望を示した。[80] 同じく国体明徴決議の演説について、『文藝春秋』のコラムでは、鈴木は「総裁としては線の弱い処女獅子吼振り」を示したとし、「枯れ鈴木などと噂される彼の、これが最初にしてしかも立ち枯れの姿とでもなつたら、痛ましいことである」と、鈴木の振る舞いを軽侮した。[81]

なお、政友会に対する批判だけでなく、民政党に対する批判もわずかながら存在した。例えば、ジャーナリスト・鈴木文史朗は政友会について、倒閣しても次期政権が回らないのは明らかであるにもかかわらず、機関説事件で倒閣を図る政友会の短見を責めた上で、政友会の国体明徴決議に引きずられた民政党を批判した。民政党は与党として不甲斐ないばかりか、党としての独自の識見や行動力がないことが明らかになったと非難する。[82] 但し、同記事では、政友会がより無定見であったとしており、民政党批判はあくまで政友会批判に付け加わるものに過ぎなかった。

以上のように機関説事件に関する政局を論じる際、たびたび政党に対する失望が表明されたといえる。

さらに、排撃勢力に対する怒りも現れた。『文藝春秋』に掲載された座談会では、阿部真之助が「所説を異にすると反対論者を非国民とか、学匪呼ばはりをして学問以外の他の権力、暴力で抑へつけるといふことはやめたいですネ」と排撃論者の運動の仕方を咎めた。[83]

阿部に同調するように、宮沢俊義は「私なんかの不愉快なのは、美濃部さんだけが非国民の何のといふことは絶対にないのに偶々美濃部さんの学説がああいふことになると具合がいいといふので、イヤに乗り出して、今まで引込んでゐた連中が時を得顔にやるといふのは実に不愉快ですネ」と踏み込む。宮沢は続けて、「前はそんなに美濃部さんをやつつけもしないで、寧ろ相当ペコペコしてゐた連中が、この時になつて急に知らん顔をして、俺はもともとああいふのに反対だとか言つて国定学説になる、さういふのは嫌ですネ。黙つてをればまだいいんです」と述べ、美濃部に対して手の平を返す態度について、嫌悪を示した。[84]

さらに鈴木文史朗は、「誰でも感ずることでせうが、一番不愉快なのは政友会の山本悌二郎氏ですネ」と、宮沢を首肯し、山本の批判を展開する。鈴木は、山本が閣僚時に美濃部を貴族院議員に勅選しておきながら、美濃部批判の急先鋒に立ったことを「一番滑稽」と述べた。[85] なお、同座談会では、排撃論者を肯定するものが皆無だったことにも注目したい。[86] 議論は、上記のように排撃論に対する批判一辺倒であり、このことは、美濃部擁護のみでも問題ないと雑誌社が考えていたことを示唆させる。

また、数は少ないものの、軍部に対する意見も見られた。例えば、『中央公論』の巻頭言には以下のようにある。陸相と海相が国体明徴問題の解決を政府に迫っており、その処置によっては陸海相が辞任し岡田内閣が瓦解する可能性があることについて、「国体明徴問題で内閣を潰すことの可否を云ふのではない」が、「陸海軍で内閣を潰すといふことは、相当に考ふべき問題を提供するのではないかと思はれる」。それは、「これが日本の政治の慣行になれば、内閣は常に軍部の自由になる内閣でなければならぬ」からである。[87] このように、今回の国体明徴問題の行動について不

問に付す一方で、軍部による倒閣が常態化する可能性には警鐘を鳴らした。巻頭言という雑誌社の意見を述べる場であっても、留保をつけた上であれば、軍部に意見することは可能だった。

以上、機関説事件をめぐる政局に対する論評を確認したが、そのほとんどは、機関説を排撃することに否定的な立場からの批評だった。他方、わずかながら機関説を排撃する立場による政局論も存在した。最後に、久原房之助による「重臣ブロック」批判を確認したい。曰く、「君民一体の政治は国民の総意を反映する議会を通ずることによつて、より完全に実現せられるのである」。ただし、二大政党が対立して争うことを常道とする観念は、国体に相容れない。自分は、二大政党が一党になるのが当然と確信する。二大政党が対立し衰退したところに乗じて現れたのが、今の重臣政治である。重臣政治は「天皇の尊厳を冒瀆すると同時に、機関説実行の最も深刻かつ悪質なものといはざるを得ない。断乎として排撃すべきである」[88]。このように、久原は機関説排撃を進め、重臣ブロックを排除することで、議会の存在感を増加させることができると考えていたといえる[89]。なお、重臣ブロックに対する批判は、「君側の奸」の排除が目指された翌年の二・二六事件に思想的に通ずるものがある。このような久原の論は例外的な存在だったが、機関説を排撃する立場からの論考も総合雑誌に掲載されていた。

以上、機関説事件時の政治状況に関する論考を確認したが、政府や政友会に対する批判が相次いでいた点を強調したい。事件の性質上、機関説排撃や国体明徴自体は批判しにくい問題だったといえるが、それでも寄稿者は各自の論法を用いて批判を行い、特に政友会は強い批判に晒された。他方、政友会と共に機関説排撃を進めた在郷軍人などに対する批判はなく[90]、この点は、当時の総合雑誌の批判の限界だったといえるだろう。

三　天皇機関説事件が映し出す思潮

本章では、総合雑誌上で天皇機関説事件が惹起した議論を検討する。特に、自由主義に関する議論と、言論空間についての認識に注目する。また、日本主義に関する議論についても、補論的に検討する。

㈠　自由主義に関する議論

本節では、天皇機関説事件に伴い誌面を賑わせた、自由主義に関する議論を検討する。まず、自由主義の没落を論じたものを確認したのち、自由主義は転落していないとする議論を検討する。なお、第一章第二節で確認したように、自由主義論は誌面に広く掲載されたが、本論では、天皇機関説事件との連関が明らかなものに限り、その内実を明らかにする。

自由主義の没落を論じた例として、まず大森義太郎を取り上げたい。大森は以下のように論じる。「近年、特に満洲事件以来、わが国の自由主義はいろいろな形をもつて次第に抑圧されてきてゐる。しかし、こんどの事件〔機関説事件――引用者注〕において、その形勢はひとつの頂点に達したといふことができる」。さらに、自由主義者の態度を見ると、「全体としての自由主義者がいかにも積極的でなく戦闘的でないことを痛感した筈である」。確かに、美濃部は自由主義者として「稀なる毅然たる態度を示した」。しかし、「美濃部博士はほとんど孤立無援ではないか」[91]。機関説事件を明確に、自由主義抑圧の「ひとつの頂点」としている点が注目される。また、自由主義者の沈黙に対する苛立ちも看取できる。

大森のように、自由主義者が沈黙しているという指摘は多く見られた[92]。例えば、田中惣五郎は「滝川問題が自由主

義最後の闘争であると言ひはやされたことを、今更思ひ返すほどに、美濃部問題に対しては、自由主義者は鳴りをしづめて縮みあがつて居る」と述べ、滝川事件との比較で、自由主義者が沈黙していることを指摘する。[93]

また、マルクス経済学者の向坂逸郎は、美濃部の孤立に対して「何等かの言説行動に出た自由主義者の数は余り多くはな」く、このことは「今日積極的自由主義の微力なる事を示してゐる」と自由主義者の黙過を指摘した。その上で、「フアシズム擡頭の前には、ただ自分だけを自由にしておいてくれといふ願望は何にもならない」、「いまや、かういふ願望をすてるか、この願望をまもつて抗争するかの問題の前に、知識階級は立たされてゐる」と、マルキストの立場から自由主義者に抗争を呼びかけた。[94]

また、雑誌社の立場からも、『中央公論』の編集後記を見ると、「今日、自由主義は、愈々危機に瀕すと称されてゐる。果たして吾が国に、顛落す可き程の自由主義が存在したか、どうか、その当否は暫く措き、兎に角今日吾々の自由が非常なる拘束を受けてゐることは疑ひなき事実である」とあり、自由主義の危機を訴えていた。[95]

以上のように、自由主義が転落したという評論が多く掲載されたが、自由主義の没落をマルクス主義の没落と関連して論じた論考も目立った。例えば、森戸辰男は、滝川事件と機関説問題を引き合いに出し、「思想統一の対象がマルキシズムを超えて自由主義にまで波及しつつある事実」を指摘する。[96]

また、自由主義者が批判の矢面に立たされている現状を、マルクス主義の没落に求める議論も見られた。杉山平助は、マルクス主義が論壇で崩壊するに従い、それまではマルクス主義者から反動的インテリと叱咤を受けていたリベラリストが再び第一線に動員されたと指摘する。この現象は昭和八年頃のもので、当時は「リベラリズムの擡頭」と批評されたが、これは擡頭ではなく「むしろコンクリート前壁が剝ぎとられた後の、敵弾に対する粘土層の抵抗であるやうな果敢ない感じのするものであつた」と解説した。[97] マルクス主義者を「コンクリート」、リベラリストを「粘土層」と評し、リベラリストの抵抗が弱いことに対する諦念も看取できる。

以上、自由主義者の沈黙と、自由主義の没落が訴えられたが、自由主義は没落していないとする反論もあった。例えば清沢洌は、自由主義は転落していないと断じる。確かに、現在の日本では、「議論は議論を以て対することが出来ない」。しかし、こうした言論を保護するのは、政治の任務である。「それは政治の破綻であつて、自由主義の責任ではない筈だ」[98]。

さらに、自由主義がかえって拡大していると説く論者もいた。例えば、社会評論家・大宅壮一は、『経済往来』誌上の座談会にて、「自由主義的な空気は最近衰へつつあると云ふが、それが権力に依つて抑へられてゐるといふことは別問題にして、インテリゲンチャの間には却つて反撥的に、自由主義の空気が幾らか逆に寧ろ起つて居る様にも見受けられる」と述べた。さらに、同座談会で、詩人で文学史家の春山行夫も、「個人的にいへば、マルクス主義の後退によつて自由主義の気持と云ふものが非常に一般化して来てゐる」と発言する[99]。

以上、機関説事件が惹起した自由主義に関する論争は、各誌を賑わせたといえる。多くの論者は、機関説事件に自由主義の没落を見出したが、これに対する反論も寄せられていた。

(二) 言論空間に対する認識

本節では、機関説事件において、総合雑誌上で言論空間についていかに認識され、論じられたかを検討する。

まず、言論の自由が失われたと主張する記事を確認したい。

事件直後の『文藝春秋』のコラムでは、貴族院にて、美濃部の社会的生命が絶たれようとしていることに触れたのち、「非常時の制圧を最も強く受けてゐるのは、恐らく言論界であらう」と述べた。「批判の自由が極度に歪められた」とも主張し[100]、言論界の批判の自由が小さくなっていることを訴えた。

同誌の別号のコラムにも、言論空間が狭くなったことに対する嘆息が表れる。法学者の尾佐竹猛が機関説を擁護し

て高等文官試験の試験委員の職を解かれたことなど、現下の情勢について、「まるで窒息しさうな気もちである。筆をとる人間、講壇に立つ人間だけがこの気もちを知つてゐる。云ひたいことは、何にも云はれない。云つていいことは、云はずともいいことだ」と嘆いた。[101]

また、杉山平助は、特に四月の美濃部の著書の発禁処分について以下のように述べる。「美濃部の著書の発禁について、何人もこれを正面から論じたがらない。誰も尻ごみするのである。口を開けば時代の力だといふ、その時代とはいかなる時代であるか。誰も、その時代の意味を説明したがらない。私も説明したくない」。こうした問題を論じることについて、「自らの技術的熟練に、多少の得意さをおぼえることもあるし、そのあまりビクビクした態度に自己唾棄の念をおぼえることもある」[102]。「時代の力」により口を封じられているという感覚と、それに怯える自分に対する自嘲がよく表れているといえる。

杉山は別記事でも、目下の言論空間について、「さういふ事実〔機関説問題を政治問題として利用しようとする陰謀があること――引用者注〕をかき立てると、何等かの危険が我々の身辺に迫りでもするかのやうなえたいの知れない恐怖が今日の文筆業者の間にひろまつてゐるのである。いつたい何といふ悪夢だらう。何ていう熱病だらう」と慨嘆する。[103]杉山は、このように「悪夢」・「熱病」といった印象的なレトリックを用いて、事件について論じにくい言論空間があったことを率直に述べていた。

より具体的な発言として、長谷川如是閑は取材記事において、以下のように述べる。「美濃部博士問題は困つたものだね。今月も方々から頼みにきたが、大てい断つた。永い間、筆で生活をしてゐると、問題によつて、この問題は取上げてはならないものだといふことが、直に判断がつく。美濃部問題でもそうだ。その批判はいましないが、それも取上げてはならないのだ」[104]。如是閑は、このように自身が事件と距離を取ろうとしたことを吐露する。

また、尾崎行雄は上記の議論から更に進んで、沈黙の態度を取る国民を叱咤していた。尾崎は、美濃部に激励の手

紙が多数舞い込んだことに触れた上で、「裏面ではカレコレ云つても公然と立つて何も言へる人間がないといふことは如何にも残念だ」とし、「実に情ない国民」、「卑劣な国民性」と強い語調で難じる。それは、「「長いものには巻かれろ」式に何百年も屈従して来た」ためで、「現代もこんな国民性が直つてゐないことは美濃部問題で明か」だと、国民の傍観の姿勢を咎めた。[105]

以上のように、言論空間の収縮を嘆く声が総合雑誌上に多数現れた。しかし、こうした感覚の発露自体は可能だったことは特筆に値する。なお、言論抑圧に嘆息しつつも、ナチスと比較して、日本はまだまっとうだと肯定的に捉える主張もあった。小説家・菊池寛は、「日本でも、言論学説などが、弾圧される時代になつたが、新帰朝者からナチス治下の独逸の事を聞いて見ると、日本などはまだ結構な国だと思つた。ナチスを一寸悪く云つた丈で、監獄に入れられるのは、辛いに違ひない」と述べている。[106] 日本の弾圧はナチスのものとは異質で軽微なものだとする認識が垣間見える。

次に、言論の自由に関連して、大学の自治がいかに見られていたのかを確認したい。『文藝春秋』の座談会で、阿部真之助は「もう大学の自治などないんぢやありませんか」と述べ、「吾々の言論の自由は近頃なくなつたと言ひ得ると同じやうに〔……〕大学の自由が近頃になくなつた」と述べるなど、言論の自由同様、大学の自由も失われていると嘆息した。[107]

また、大学や学者の沈黙を嘆く声もあった。『改造』にて開催された座談会にて、医学者の真鍋嘉一郎は、機関説事件について「私は大学が大体自分だけの事しか考へないと思ふ」と述べ、「かういふことは学問上の大問題でせう、学者はなぜ奮起しないか」と憤る。この言に対して、宮沢俊義は学者間に「引込んでゐた方が得だといふ考へ」があると述べ、「学者と言つても大勢居つて利害関係が皆一致してをるとは思はれない」と、学者の団結がないことを指摘した。[108]

同様に森戸辰男は、事件について「この未曽有の学難に対して一二教授の後援なき個人的抗争を除けば、大学は林の如き静けさであつた」と、大学の対応を批判した。続けて、「大学は自己の立場を宣明し、……〔伏字ママ——引用者注〕に対して学問と真理を擁護する代りに、遽かに機関説を駆除し、屢々反対学説を導入することに焦慮するといふ醜態を演じたものすらある」というように、「醜態」という強い表現を用いて、大学を難じていた。[109]

以上のように、言論の不自由に併せて、大学や学者の沈黙を批判する意見が散見された。さらに、言論空間に対する議論に関連して、新聞をはじめとするマスメディアが総合雑誌でいかに観察されていたのかを、ここで確認したい。

当時の『改造』には、「新聞界寸評」という欄があり、新聞に対しての批評が行われていた。五月号の同欄には、機関説事件について「新聞社が十八番のだんまりを演じてゐる舞台姿に半畳を入れることは慎しむ。神経過敏と誤解といふやつは附きものぢやから」と、新聞社に対して皮肉を交えながら理解を示しつつも、続けて、政友会の姿勢にまで黙ることは問題だと批判する。さらに、「強きに媚びる極、此んな見当外れにもなるんぢや。弱きを苛じめる方でも同じような見当外れがある。近代新聞の調子はとかくバランスが乱れてをる。嘆かざる可けんや」と、美濃部を擁護しようとしない新聞を、強い語調で非難した。[110]

さらに、『文藝春秋』のコラムでは、天皇機関説問題は「一世を震駭した問題」なのに、「ヂャアナリズムの上に、何等華々しき論争の、一つも見るべきもののなかつたのは、一九三五年の日本ヂャアナリズム情景として、特記するに足る」と述べ、『改造』同様、ジャーナリズムが傍観的態度を取ったことを指摘した。[111]

以上、長谷川如是閑をはじめとする言論人は言論の不自由を自覚し、学者や大学、さらにマスメディアの沈黙も嘆かれた。このように、同時代にあっては、言論空間の収縮は意識されることだったといえる。

さて、それでは、天皇機関説事件に関連して言論空間の収縮は何故起きたのだろうか。杉山は、「時代の力」のせいだとしたが、この点については、『文藝春秋』に掲載された座談会における、高柳賢三と蠟山政道の発言が参考に

なるだろう。高柳は機関説問題で、新聞や雑誌、また学者らが沈黙している理由について、以下のように発言している。「矢張り、皇室に関することは、論争に供したくない、といふ気持があるんですね。〔……〕国体以外の問題ならば堂々と論争して間違つて居る説はどうすると云ふ態度に出るべき筈であるが、国体問題は是だけはそつとして置きたい。何処迄も政治の問題などにしたくないと云ふ気分が学者にもあるんですね。〔……〕それが為に沈黙と云ふやうな態度が起つて居るやうにも思はれますね」[112]。

また、蠟山政道は、同座談会にて、沈黙する学者に同情を寄せている。学説の説明というのは、用語を解釈するだけでなく、その根本にある思想を論じる必要があることから、「諄々と書くだけの余裕は、〔……〕学者と雖もないと思ふ」と述べる。特に政治問題化が進んでいる現状では、学者だけでは説明できないと、沈黙する学者を擁護した[113]。高柳や蠟山の発言からは、機関説問題が天皇や皇室に連関し、議論がしにくい問題であったことが汲み取れる。このようにただでさえ議論しにくい問題が、政治問題化する中で、いよいよその擁護を憚る流れが生じたことが指摘できるだろう。

(三) 日本主義に関する議論

本節では、機関説事件において総合雑誌上で表れた日本主義や国体論に関する議論を検討する。まず、事件と日本主義がいかに連関するのかを確認したのち、日本主義の立場による機関説批判を検討する。最後に日本主義を批判する言説を観察したい。

『文藝春秋』の政局解説記事では、機関説排撃運動を「通り、一遍の政治問題ぢやない」と指摘し、「昭和五六年以来、非常時の名によつて戦はれた国家革新運動の諸潮流が、日本主義の名に統一され、現状維持派たる明治以来の支配勢力に対抗してゐるのが、現在政局の真相」だと喝破する。続けて、「憲法問題は、この戦ひに西洋を直訳した現

状維持派に対する絶好の武器として革新派に取上げられたもの」とし、憲法問題に西洋批判を見出した。[114]

総合雑誌上ではこれまで確認したように、美濃部や機関説に同情的な機運が多数を占めており、日本主義者の議論は例外的な存在だった。しかし、少数ながらも上記の記事で解説されたような日本主義の立場による議論も掲載されていたので、ここで検討したい。

まず、貴族院議員で内大臣秘書官長も務めた岡部長景は、「日本は呑気な国柄だ」という随筆で以下のように述べる。国体明徴声明について「明治以来外国の真似ばかりして来て、日本の伝統を忘れて居つた」と説明すると、「明治以来の政教諸方面の弊害を一掃し真に国情に即する様に、根本的に検討を行ふの必要を痛感する」と慨嘆する。[115] 国体明徴と関連させて、西洋追従を批判する態度がよく表れているといえる。

また、思想家・藤沢親雄は岡部同様、西洋追随の学問を批判する。すなわち、「今日の急務は単に天皇機関説及び之と同系なる他の自由主義的国家理論の非日本性を指摘し批判し排撃するに止まるべきに非ずして、寧ろ建設的に学問的に日本国家理論を体系化し確立することでなければならぬ」。藤沢は、「国体の点に於て我が国と全く異質なる西欧国家の生活事実から抽象せられた理論」によって体系化された学問で、日本の国体を解釈しようとしたことを批判した。[116]

以上のように、西洋追従批判を敷衍して機関説が批判されることがあったが、これについて機関説に同情的な論者はいかに反応したのか。この点、機関説や美濃部を擁護するに際し日本主義を批判した議論は、総合雑誌上では確認できなかった。そもそも第二章第二節にて、美濃部を擁護するにあたり、彼が日本主義者であることを強調する議論が頻出していたように、もはや日本主義そのものを批判するのは困難だったといえよう。

但し、日本主義の中でも排外的な日本主義には依然として批判が寄せられていた。機関説事件に直接言及していない記事ではあるが、最後にこの点を検討したい。

まず、尾崎行雄は随筆の中で、日本は「明治大帝の御趣意に基き、広く智識を世界に求め」たために、欧米諸国に学ばなかった支那に勝ったとし、「現在盛んに排外的日本精神を主張するものは、文明を後ろに求むる支那精神の謳歌者にして、真誠の日本精神を知るものに非ず」と断じる。[117] 機関説排撃には直接言及していないが、排外的な態度を「支那精神の謳歌者」と評し、「排外的日本精神」を戒めた。

また、『日本評論』誌上で開催された座談会にて、哲学者・和辻哲郎は日本文化について、純粋な固有文化はどこにもないにもかかわらず、日本人の多くは他国に教わった事実を認めようとしないと指摘する。続けて宮沢俊義も、「教はつたといふと怒る、それが日本精神だ」と皮肉を込めて同調した。[118] ここでも、排外的な日本精神が批判の対象となった。

以上、補論的に日本主義に関する議論を検討した。機関説事件は西洋批判の文脈でも説明され、実際に総合雑誌上にもかかる文脈の議論が掲載された。機関説に同情的な論者はこの点で反論することはなかったが、排外的な日本主義については批判の対象としていたことが明らかになった。

結　論

文芸評論家・杉山平助は、天皇機関説事件時の言論空間を以下のように述べた。本論と重複するが、再度引用したい。

美濃部の著書の発禁について、何人もこれを正面から論じたがらない。誰も尻ごみするのである。口を開けば時代の力だといふ、その時代とはいかなる時代であるか。誰も、その時代の意味を説明したがらない。私も説明し

たくない。[119]

このように、杉山は論壇が「時代の力」により沈黙を強いられていることに嘆息した。かかる言論空間の沈黙の印象は、杉山だけが抱いていたわけではない。本論で確認したように、同時代の論壇では広く共有されたものだったといえる。そして、序論で指摘したようにかかる見立ては現在に至るまで継承されている。

それでは、この沈黙の印象は正鵠を射ていたのだろうか。本研究の結論として本論を総括しながら、かかる見立てに修正を迫りたい。指摘すべきは、当時の言論空間に二つの側面があったことである。

第一の側面は、従前の議論に見られたような言論空間の収縮である。主要総合雑誌上では、機関説を擁護する記事はほとんどなく、機関説に理解を示す憲法学者が擁護のために筆を執ることは遂になかった。論壇では、言論空間の閉塞が頻繁に訴えられ、自由主義についてもその没落を嘆く論調が中心だった。機関説を排撃する在郷軍人などが批判の対象とならなかった点も、言論空間の収縮を裏打ちする。雑誌社の編集方針も、雑誌によっては事件の初動において慎重にならざるを得ず、事件以前は頻繁に寄稿していた美濃部に記事を書かせることもできなくなっていた。さらに国民も、尾崎行雄が指摘したように、仮に美濃部に同情的であってもその態度を公にしたがらなかった。

しかし、従前の議論のように、かかる言論空間の沈黙を強調しすぎるのは正確ではない。本研究では、第二の側面として、ある程度の言論空間が依然として確保されていたことを指摘した。事件の主役たる美濃部に対しては、その処分が決定して以降も明確に擁護することが可能だったばかりか、その著書が発行され、雑誌上で大々的に広告を打たれることもあるなど、論壇から抹殺されることはなかった。機関説も、間接的な擁護であれば問題なく行われていた。また事件の対応について、機関説を排撃する政府や政友会を批判する記事が続出する。さらに、自由主義の没落や言論空間の収縮を嘆くことができた点も重要であろう。このような現状に対する不満の発露や、時勢に対する静観

の姿勢への批判も問題なく掲載されていた。日本主義についても、その排外性に対してであれば糾弾することができた。かかる態度は「抵抗」と呼びうるほど強固なものではなかったが、他方で「沈黙」と呼びうるほど傍観を決め込んだわけでもなかった。

以上のように、本研究では、天皇機関説事件当時の言論空間に二面性があったことを明らかにした。こうした一連の事実は、昭和戦前日本が戦時に向かう過渡期においても、依然として一定程度の「ゆとり」が、論壇に残存していたことを示すものだといえるのではないだろうか。

（1）天皇機関説の概要と天皇機関説事件の位置づけについては、特に、清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』（有斐閣、二〇二〇年）、一九六―一九九頁を参照した。

（2）例外的に、石関敬三は昭和四三年の研究において、事件に対する言論界の反響を明らかにするという問題意識の下、『中央公論』や『改造』をはじめとする総合雑誌を参照している。しかし、検討している記事は網羅性を欠き、結論も「言論、思想、学問は無力となった」とあるように、沈黙を強調する定型的なものに落ち着いている（石関敬三「陸軍省パンフレットと国体明徴運動―言論界にみるその反響―」（『社会科学討究』第一四巻第一号（早稲田大学アジア太平洋研究センター、一九六八年）、二七―六〇頁））。

（3）社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』（東洋文化社、一九七五年）、一三一頁。本書は、玉沢光三郎『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』（司法省刑事局、昭和一五年）の復刻である。なお、本稿の史料の引用に際して、旧仮名遣いはそのままとしたが、旧漢字は新漢字に直した。また、原則として踊り字は省略せずに記し、史料上の傍点は省略した。

（4）宮沢俊義『天皇機関説事件』上（有斐閣、昭和四五年）、一〇七頁。

（5）前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、五六七頁。

（6）例えば、芝正身は前掲・玉沢『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』や前掲・宮沢『天皇機関説事件』を引用した上で、「表現の自由、学問の自由が危殆に瀕することは、新聞などメディアや学者にとっては、己の首に匕首が突きつけ

られているのに等しい。にもかかわらず、まるで及び腰で論評し、正面から抗議することなくただ他人事のように看過していた」とまとめている（芝正身『近現代日本の「反知性主義」』（明石書店、二〇一九年）、一四〇頁）。

（7）「四大綜合雑誌」という呼称は、大澤聡『批評メディア論』（岩波書店、二〇一五年）、三四頁を参照した。大澤によると、『出版年鑑』が、昭和九年より四誌を「綜合雑誌」の括りで叙述するようになった。

（8）天皇機関説事件の簡明な解説として、鳥海靖「天皇機関説問題」（『国史大辞典』第九巻（吉川弘文館、一九八八年）、一〇〇四―一〇〇六頁）が有用である。

（9）当時の総合雑誌は各号の前月中頃に納本され、当月初頭に発行される。例えば、『改造』昭和一〇年三月号は二月一八日に納本され、三月一日に発行された。そのため、三月号は事件発生前の納本となる。

（10）例えば、序論の注で紹介した、前掲・石関「陸軍省パンフレットと国体明徴運動―言論界にみるその反響―」は、陸軍パンフレット問題と国体明徴運動を、自由主義の否定と全体主義への移行という同じ流れの中で分析している。

（11）慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会編『陸軍パンフレット問題と日本のマスメディア』（同、令和元年）、五六頁。美濃部が陸軍パンフレットについて論じた記事は、美濃部達吉「陸軍省発表の国防論を読む」（『中央公論』昭和九年一一月号、一二五―一三二頁）、同「陸軍パンフレットと在満機構問題」（『中央公論』昭和一〇年一月号、三三―四〇頁）、同「日本文化連盟のパンフツレト」（『経済往来』昭和一〇年一月号、二―三頁）の三本である。

（12）昭和一〇年一月号から三月号に総合雑誌に掲載された、美濃部の論考は以下の通りである。美濃部達吉「第六十六議会雑感」（『中央公論』昭和一〇年一月号、本欄三三―四〇頁）、同「相撲の話」（『改造』昭和一〇年一月号、第二部二三六―二四一頁）、前掲・同「日本文化連盟のパンフツレト」、同「国策の重点を何に置くべきか」（『経済往来』昭和一〇年二月号、一〇一―一〇四頁）、同「第六十七議会雑観」（『改造』昭和一〇年三月号、第一部七二―七六頁）。なお、『改造』は誌面の部門ごとに頁数が振り直されているため、本稿では便宜的に、部門ごとに第一部、第二部と表す。

（13）「編輯だより」（『改造』昭和一〇年三月号、総頁六〇〇頁）。

（14）佐々弘雄「美濃部達吉論」（『中央公論』昭和一〇年三月号、本欄二八七―二九六頁）。内容は、第二章第二節で詳述する。

（15）森戸辰男「思想の統一と危機の克服」（『中央公論』昭和一〇年四月号、本欄二―二〇頁）は、美濃部に好意的な姿勢で、事件について若干言及している。ただし、論の主題は、マルクス主義の凋落と日本主義の昂揚を論じたものである。なお、戦後に刊行された『中央公論』の社史では、この論文について、「森戸の所論は表面、機関説問題をとりあげていないが、思

想統一の克服に当つて常に貴族院による進歩思想排撃が企てられて来た事情から説きおこし、機関説問題への間接的な批判に出でた一文であつたことは言うまでもなかつた」と述べており、森戸の論に事件に対する批判を見出している（中央公論社編『中央公論社七十年史』（同、昭和三〇年）、二四六頁）。

(16) 大伴女鳥「豆戦艦（3）四月の雑誌」（『東京朝日新聞』昭和一〇年三月三一日朝刊）。なお、大伴女鳥は杉山平助の筆名である。

(17) 「天皇機関説の問題」（『経済往来』昭和一〇年四月号、七三―九三頁）。内容は、第二章第一節で詳述する。

(18) 前掲・「天皇機関説の問題」、七三頁。

(19) 「編輯局から」（『経済往来』昭和一〇年四月号、特輯八四頁）。

(20) 大伴女鳥「豆戦艦（7）四月の雑誌」（『東京朝日新聞』昭和一〇年四月九日朝刊）。なお、『東京朝日新聞』に掲載された『経済往来』昭和一〇年四月号の広告を確認すると、本記事については、「天皇機関説の問題」というタイトルともに、「当面の問題といへば先づ之だらう。ここには賛否の代表者を掲げた。美濃部博士の代表説とともに、日本主義思想家の随一人たる鹿子木博士の説を掲ぐ。この二つが一切を代表する」と紹介されており、美濃部の記事が速記録の転載に過ぎないことは分からないようになっている（〈広告〉「経済往来」（『東京朝日新聞』昭和一〇年三月一八日朝刊））。

(21) 同号には、他に事件に関する記事として、X・Y・Z「美濃部博士その他―自由主義学者総評―」（『経済往来』昭和一〇年四月号、九四―一〇一頁）がある。

(22) 鈴木安蔵「天皇機関説論争の経緯」（『改造』昭和一〇年四月号、第二部二六〇―二六九頁）。内容は、第二章第一節で詳述する。

(23) 城南隠士「政界夜話／美濃部騒動の表裏」（『文藝春秋』昭和一〇年四月号、四六―五五頁）。大森義太郎「人としての美濃部達吉博士」（『文藝春秋』昭和一〇年四月号、一七〇―一七五頁）。前者の内容を第二章第三節で、後者を第二章第二節で詳述する。

(24) 本論で内容を詳述するように、機関説を批判する議論として中野登美雄「憲法学説と政治と世界観」、機関説を間接的に擁護する議論として河合栄次郎「改革原理としての思想体系」、人物論として田中惣五郎「自由主義の使徒たち」、政局論として鈴木文史朗「議会とその前途」などが、機関説事件関連記事として掲載された。

(25) 「顕落自由主義の検討」（『中央公論』昭和一〇年五月号、九六―一二七頁）。

(26) 大森義太郎「現代における自由主義の効用と限界」（『改造』昭和一〇年五月号、第一部二―一九頁）。
(27) 向坂逸郎「知識階級と自由主義」（『文藝春秋』昭和一〇年五月号、一五四―一五七頁）。
(28) 「自由主義の危機」を語るサロン」（『経済往来』昭和一〇年五月号、一四二―一六五頁）。
(29) 清沢洌「自由主義批判の批判」（『経済往来』昭和一〇年六月号、一四三―一五〇頁）、一四三頁。
(30) 滝川事件時のマスメディアについては、慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『滝川事件と日本のマスメディア』（同、平成二六年）を参照されたい。
(31) （広告）「法の本質」（『経済往来』昭和一〇年八月号、二九八・二九九頁間の見開き広告）。
(32) （広告）「法の本質」（『経済往来』昭和一〇年九月号、巻頭広告）。
(33) 『経済往来』・『日本評論』を発刊していた日本評論社が、美濃部に有利な書籍ばかりを発行し広告していたわけではない。『日本評論』一二月号には、日本評論社刊で九州帝国大学助教授の佐治謙譲による『国家法人説の崩壊―天皇主権説―』なる、主権説の立場に立った学術書の広告が半頁用いて掲載されている（（広告）「国家法人説の崩壊」（『日本評論』昭和一〇年一二月号、五五八頁））。
(34) （広告）「現代法令全集」（『日本評論』昭和一〇年一一月号、三七五―三八四頁）。他に、穂積重遠や前司法大臣の小山松吉、弁護士の清瀬一郎などが推薦文を寄せていた。
(35) 杉山平助「現代人物スケッチ」（『経済往来』昭和一〇年七月号、二一一―二三三頁）、二一九頁。
(36) 前掲・鈴木「天皇機関説論争の経緯」。
(37) 鹿子木員信「『天皇機関説』の国体無視」（『経済往来』昭和一〇年四月号、八四―九三頁）。
(38) 中野登美雄「憲法学説と政治と世界観」（『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄二―一八頁）。
(39) より正確には、中野は、穂積や、国体に関する説明を除けば上杉の見解さえも「形式論理主義的憲法学説」に分類しているため、必ずしも機関説のみを批判しているわけではない（前掲・中野「憲法学説と政治と世界観」、一七頁）。しかし、議論の全体は機関説を批判するためのものだといえ、『中央公論』の社史においても、本記事について「五月号巻頭に中野登美雄の「憲法学説と政治と世界観」を掲げ、漸くあらわに憲法問題に触れさせたが〔……〕機関説批判にたかだか理論右翼系学者中野登美雄の登場を迎えているあたりに、すでに思想対策狭隘化の限界を顧み得る」と述べており、機関説批判の論説だと認識している（前掲・中央公論社編『中央公論社七十年史』、二四六頁）。

(40) 清沢洌「美濃部著書の発売禁止」(『経済往来』昭和一〇年五月号、一一二―一一八頁)、一一七頁。
(41) 清沢洌「尾崎行雄論」(『経済往来』昭和一〇年四月号、一〇二―一一〇頁)、一〇三頁。
(42) 杉山平助「自由主義教授論」(『改造』昭和一〇年四月号、第二部二一三―二二三頁)、二一五頁。
(43) 「寄稿家訪問／美濃部達吉博士」(『経済往来』昭和一〇年五月号、一四一頁)。
(44) 森戸辰男「教学刷新と大学の自由」(『中央公論』昭和一〇年一二月号、本欄二―二六頁)、一六頁。
(45) 森戸の議論の焦点は、大学の自由が失われていることを指摘することであり、事件に対する評価は一部に過ぎなかった点は留保を要する。
(46) 河合栄次郎「改革原理としての思想体系」(『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄四一―六一頁)、四一―四三頁。
(47) 河合のように、学説の特殊性から機関説を間接的に擁護する論法は、他の学者も使用していた。例えば、政治学者・蠟山政道は、河合同様、法律学の用語に対する世間の無理解を指摘する。また、英米法学者・高柳賢三は、学説というのは法律関係を説明する目的から仮説を置いているに過ぎないのに、その点が理解されていないことを嘆いた(いずれも、「最近世情批判座談会」(『文藝春秋』昭和一〇年七月号、二〇四―二三〇頁)、二一六―二一八頁。)。
(48) 山之内一郎「美濃部達吉博士の横顔」(『日本評論』昭和一〇年一一月号、二五一―二五六頁)、二五三―二五四頁。
(49) 似たような立場として、貴族院議員の二荒芳徳の議論がある。彼は、美濃部と穂積八束を「予が国法学の恩師」とし、さらに機関説と主権説のいずれを奉じようと、元首の神聖不可侵を信じる点では異ならないと機関説に一定の理解を示す。その上で、機関説を受け入れた明治期は、国民の心理に宗教的情操が残っていたために信念と別に機関説を適用することができたが、危険思想の勃興など国体の尊厳を明白に欠く虞が生じた現在では、機関説を採用することはできないと述べる(二荒芳徳「国体明徴と台閣諸侯に献ずるの言」(『文藝春秋』昭和一〇年一一月号、一七六―一八九頁))。山之内の議論に比して機関説の排撃を強く訴えている見解ではあるが、機関説に対しても一定の理解を示している点、また、排撃の理由として時勢の変化を説明している点に注目したい。
(50) 久原房之助「重臣政治の没落」(『文藝春秋』昭和一〇年一二月号、四六―五四頁)、五四頁。
(51) 本節では美濃部の人物論に限り検討するが、実際の誌面では美濃部以外に、事件に関連した人物の人物評も掲載された。美濃部の師で枢密院議長だった一木喜徳郎の評として、杉山平助「一木喜徳郎論」(『改造』昭和一〇年六月号、二四二―二五一頁)、阿部真之助「問題の人一木喜徳郎」(『経済往来』昭和一〇年六月号、六六―七五頁)、「一頁人物評論／一木喜徳

郎」（『文藝春秋』昭和一〇年一一月号、六三頁）がある。また、美濃部の弟子だった宮沢俊義の人物評として、「一頁人物評論／宮沢俊義」（『文藝春秋』昭和一〇年五月号、九三頁）がある。

(52) 美濃部と帝人事件については、駄場裕司「帝人事件から天皇機関説事件へ―美濃部達吉と「検察ファッショ」―」（『政治経済史学』三八九号、一九九九年、一―二一頁）を参照されたい。駄場によると、帝人事件の人権蹂躙問題に対する美濃部の質疑が、大衆や右翼の反感を買い、機関説事件の背景の一つになったとされる。

(53) 『中央公論』三月号の印刷は二月一九日で、美濃部の「一身上の弁明」があったのが二月二五日である。

(54) 前掲・佐々「美濃部達吉論」。

(55) 総合雑誌上だと、他に、前掲・大森「人としての美濃部達吉博士」、一七一―一七二頁でも参照されている。また、『東京朝日新聞』でも宮沢俊義が、「大樹将軍」という表現は「どうも私にはぴつたり来ない」が、人物評には「全然同感である」と賛意を示した（宮沢俊義「『美濃部達吉論』／三月の論壇（一）」（『東京朝日新聞』昭和一〇年三月五日朝刊））。

(56) 前掲・清沢「尾崎行雄論」、一〇三頁。

(57) 前掲・大森「人としての美濃部達吉博士」。

(58) 前掲・X・Y・Z「美濃部博士その他―自由主義学者総評―」、九四―九五頁。

(59) 前掲・杉山「自由主義教授論」、二一六頁。

(60) 前掲・杉山「現代人物スケッチ」、二一九頁。

(61) 同様の議論として、山之内一郎は、美濃部を「言葉の善い意味での近代的学者の典型」、「我国に於ける最も優れたる自由主義的ブルジュア法学者」と評価しつつも、「失礼な言分かも知れないが博士の政治的の手腕は至て拙劣であるらしい」と美濃部の問題点を指摘していた（前掲・山之内「美濃部達吉博士の横顔」）。

(62) 「編輯後記」（『文藝春秋』昭和一〇年九月号、四二〇頁）。

(63) 「我が鼎肩の人物とその理由」（『文藝春秋』昭和一〇年一〇月号、四八―五七頁）、五二―五三頁。

(64) 谷本富「大学と国体明徴」（『文藝春秋』昭和一〇年一二月号、九―一〇頁）、一〇頁。

(65) 田中惣五郎「世界的日本人を観る」（『中央公論』昭和一〇年一一月号、本欄二四八―二六八頁）、二五四頁。

(66) 前掲・城南隠士「政界夜話／美濃部騒動の表裏」、四八―五〇頁。なお、城南隠士は、政治評論家・御手洗辰雄の筆名である。

(67) 『文藝春秋』の政局解説記事「政界夜話」では、五月号以降も機関説事件の解説が行われていた。五月号では機関説事件に関連した陸軍の動向を、六月号では美濃部の師で枢密院議長である一木喜徳郎の進退を論じている（城南隠士「政界夜話／三宅坂の低気圧」（『文藝春秋』昭和一〇年五月号、五四―六五頁）。同「政界夜話／政局先づは一服」（『文藝春秋』昭和一〇年六月号、七六―八五頁）。

(68) 伊藤正徳「発売禁止と言論の自由」（『経済往来』昭和一〇年五月号、一〇八―一一一頁）。

(69) 前掲・清沢「美濃部著書の発売禁止」、一一三―一一四頁。

(70) 杉山平助「発売禁止論」（『経済往来』昭和一〇年五月号、一一八―一二四頁）。

(71) 「社会春秋」（『文藝春秋』昭和一〇年五月号、五二―五三頁）、五二頁。

(72) 前掲・「最近世情批判座談会」、二一六頁。同座談会では、芦田均も司法大臣の態度について、三木と同様のことを述べている。

(73) 「社会春秋」（『文藝春秋』昭和一〇年九月号、六二―六三頁）、六二頁。

(74) 『文藝春秋』のコラムでも、第二次国体明徴声明が批判され、再度の声明を短期間で発出しなければならない理由が不足していることが指摘された（「社会春秋」（『文藝春秋』昭和一〇年一一月号、六四―六五頁）、六四頁）。また、再明徴の背景を説明した記事として、城西住人「政界月評／政局の推移」（『文藝春秋』昭和一〇年一一月号、九二―九六頁）がある。

(75) 佐々弘雄「後継内閣論」（『改造』昭和一〇年一二月号、第一部五二―六六頁）、五七頁。

(76) 阿部真之助「美濃部問題と岡田内閣」（『改造』昭和一〇年五月号、第二部二八二―二八八頁）、二八三―二八五頁。

(77) 官田光史によると、政治史研究において、天皇機関説事件における政友会の行為は「政党の自殺行為」というレトリックで説明されることが多いが、その表現の初出は本記事である（官田光史「国体明徴運動と政友会」（『日本歴史』六七二号、二〇〇四年、七二―八七頁））。官田は研究にて、この「政党の自殺行為」論について批判的に検討している。

(78) 阿部は、『改造』七月号でも、憲法問題についての政友会の態度について、「政党の癖に、政党否認論者と握手してまで、倒閣に憂き身をやつす醜態さ」と強い口調で批判し、「夙に知識人からは、愛想をつかされてゐる」と指摘した（阿部真之助「政友会異変」（『改造』昭和一〇年七月号、第二部三六六―三七〇頁）、三六七頁）。

(79) 山川均「『重臣ブロック排撃』論」（『改造』昭和一〇年八月号、第一部二―一四頁）、一〇頁。

(80) 前掲・阿部「美濃部問題と岡田内閣」、二八三―二八四頁。

(81) 前掲・「社会春秋」（『文藝春秋』昭和一〇年五月号）、五二頁。

(82) 鈴木文史朗「議会とその前途」（『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄三五〇―三五七頁）、三五四―三五六頁。

(83) 「座談会　今日の話題」（『改造』昭和一〇年一〇月号、第二部三四四―三六七頁）、三五七頁。なお、排撃論者の運動の手法については政治家・尾崎行雄も批判している。尾崎は、相手の言論を吟味せず、頭から不敬と決めつけることを「卑劣な心事の現れ」と強い表現で難じた（尾崎行雄「『共和演説』前後」（『経済往来』昭和一〇年九月号、一九六―二〇八頁）、一九七頁）。

(84) 前掲・「座談会　今日の話題」、三五七頁。

(85) 前掲・「座談会　今日の話題」、三五七頁。同様に山本の姿勢を責める議論として、気和善助「街の人物評論／山本悌二郎」（『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄三四二―三四四頁）がある。

(86) 座談会の出席者は、阿部、宮沢、鈴木の他に、長谷川如是閑、山川均、真鍋嘉一郎、菊池寛、山本実彦だった。

(87) 「巻頭言／政界の颱風警報」（『中央公論』昭和一〇年一一月号、本欄一頁）。

(88) 前掲・久原「重臣政治の没落」、四九―五一頁。

(89) 久原の重臣ブロック排撃論については、柴田紳一「「重臣ブロック排撃論者」としての久原房之助」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第八三輯、平成一一年、七九―九三頁）が詳しい。

(90) 在郷軍人に対する批判はなかったが、機関説事件激化の背景に在郷軍人がいるという事実が指摘されることはあった（例として、城南隠士「政界夜話／盛り返した宇垣」（『文藝春秋』昭和一〇年八月号、五四―六三頁）、六〇頁）。

(91) 前掲・大森「現代における自由主義の効用と限界」、四頁、一六頁。

(92) 同様の主張として、石浜知行「自由主義の退却」（『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄一一五―一一九頁）、一一五頁。

(93) 田中惣五郎「自由主義の使徒たち」（『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄一〇一―一一四頁）、一〇二―一〇三頁。

(94) 前掲・向坂「知識階級と自由主義」、一五六頁。

(95) 「編輯後記」（『中央公論』昭和一〇年五月号、総頁五一二頁）。

(96) 前掲・森戸「思想の統一と危機の克服」、六頁。

(97) 前掲・杉山「自由主義教授論」、二一三頁。

(98) 清沢洌「封建主義思想の復活」（『中央公論』昭和一〇年五月号、本欄一二二―一二七頁）、一二四―一二五頁。

(99) 前掲・「「自由主義の危機」を語るサロン」、一四三頁。
(100) 「社会春秋」(『文藝春秋』昭和一〇年四月号、四〇―四一頁)、四〇頁。
(101) 「文藝春秋」(『文藝春秋』昭和一〇年八月号、三六―三七頁)。なお、記事によると、尾佐竹は大学の座談会にて「試験に困ったら機関説をかくさ、俺が満点をつけてやる」と放言した廉で、高等文官試験の試験委員を解職された。
(102) 前掲・杉山「発売禁止論」、一二〇―一二一頁。
(103) 前掲・杉山「一木喜徳郎論」、二四六―二四七頁。
(104) 「寄稿家訪問／長谷川如是閑」(『経済往来』昭和一〇年五月号、五四頁)。
(105) 前掲・尾崎「『共和演説』前後」、二〇七―二〇八頁。
(106) 菊池寛「話の屑籠」(『文藝春秋』昭和一〇年五月号、一五二―一五三頁)、一五二頁。
(107) 「大学検討座談会」(『文藝春秋』昭和一〇年五月号、一二四―一五一頁)、一二四―一二五頁。
(108) 前掲・「座談会　今日の話題」、三五七頁。
(109) 前掲・森戸「教学刷新と大学の自由」、一七頁。
(110) 「新聞界寸評」(『改造』昭和一〇年五月号、第二部一一二―一一三頁)、一一三頁。
(111) 「文藝春秋」(『文藝春秋』昭和一〇年五月号、三六―三七頁)、三六頁。
(112) 前掲・「最近世情批判座談会」、二一五―二一六頁。
(113) 前掲・「最近世情批判座談会」、二一六頁。
(114) 城南隠士「政界夜話／政変の入道雲」(『文藝春秋』昭和一〇年一〇月号、四〇―四六頁)、四二―四三頁。
(115) 岡部長景「日本は呑気な国柄だ」(『文藝春秋』昭和一〇年一一月号、一五―一七頁)、一六頁。
(116) 藤沢親雄「日本精神の再評価と批判」(『経済往来』昭和一〇年五月号、五五―六四頁)。
(117) 尾崎行雄「日支両国優劣の所因」(『文藝春秋』昭和一〇年九月号、六―七頁)。
(118) 「「日本文化」を再評価する談話会」(『日本評論』昭和一〇年一〇月号、六六―九六頁)、六九頁。
(119) 前掲・杉山「発売禁止論」、一二〇―一二一頁。

松木　大輔（まつき　だいすけ）
所　　属　慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程二年
専攻領域　近代日本政治史
主要著作　「「非常時」下の新聞連載４コマ漫画が描く世相」『政治学研究』第六二号（二〇二〇年）
「天皇機関説事件における新聞についての一考察」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第六一号（二〇二一年）